

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める開示事項)

2023 年 7 月 24 日

久光製薬株式会社

久光ウエルネス株式会社

2023年7月24日

佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
久光製薬株式会社
代表取締役社長 中富 一榮

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
久光ウエルネス株式会社
代表取締役 井本 隆文

吸収分割に係る事前開示事項

久光製薬株式会社(以下「久光製薬」といいます。)と久光ウエルネス株式会社(以下「久光ウエルネス」といいます。)とは、久光製薬を吸収分割会社とし、久光ウエルネスを吸収分割承継会社として、久光製薬の医薬品及び健康食品等の通信販売並びにこれに附帯する事業に関して有する権利義務の一部を、2023年9月1日を効力発生日として、久光ウエルネスに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行う旨の吸収分割契約を、2023年7月13日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際して、久光製薬が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、また、久光ウエルネスが会社法第794条1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項、同第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号、同第192条第1号)

久光製薬は、久光ウエルネスの発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割に際して、久光ウエルネスが久光製薬に対して、株式、その他の金銭等を交付しないことは、相当であるものと判断しております。

3. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第183条第4号及び第5号、同第192条第4号及び第6号)

久光製薬

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

久光ウェルネス

- (1) 成立の日における貸借対照表の内容
別紙3のとおりです。
- (2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号、同第192条第7号)

(1) 久光製薬

久光製薬の最終事業年度の末日(2023年2月28日)現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ254,043百万円及び39,542百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本吸収分割により、久光製薬が久光ウェルネスに承継させる資産の額は115百万円(2023年2月期)、負債の額は0円(2023年2月期)となる見込みです。

また、2023年2月28日から現在に至るまで、久光製薬の資産の額及び負債の額並びに久光製薬が久光ウェルネスに承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以降の久光製薬の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれています。また、本吸収分割の効力発生日後の久光製薬の収益及びキャッシュ・フローの状況について、久光製薬の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、久光製薬の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) 久光ウエルネス

久光ウエルネスの2023年6月2日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ100百万円及び0円であり、本吸収分割によって、久光ウエルネスが久光製薬から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ115百万円(2023年2月期)及び0円(2023年2月期)です。

また、2023年6月2日から現在に至るまで、久光ウエルネスの資産の額及び負債の額並びに久光ウエルネスが久光製薬から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後の久光ウエルネスの資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の久光ウエルネスの収益及びキャッシュ・フローの状況について、久光ウエルネスの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、久光ウエルネスの債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上

吸収分割契約

久光製薬株式会社（以下「**甲**」という。）と久光ウエルネス株式会社（以下「**乙**」という。甲及び乙を個別に「**各当事者**」という。）は、甲が本事業（第1条に定義する。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「**本分割**」という。）に関し、以下のとおり、吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本効力発生日（第3条に定義する。）をもって、吸収分割の方法により、甲が医薬品及び健康食品等の通信販売並びにこれに附随する事業（以下「**本事業**」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （当事者の商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社である甲と、吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次の通りである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：久光製薬株式会社

住所：佐賀県鳥栖市田代大官町408番地

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：久光ウエルネス株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

第3条 （承継する権利義務）

本分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、本分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）における本事業に属する**別紙**記載の権利義務とする。

第4条 （分割対価）

乙は、本分割に際し、甲に対して一切の対価を交付しない。

第5条 （吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条 （株主総会による承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

第 7 条 (会社分割の効力発生日)

本効力発生日は、2023 年 9 月 1 日とする。但し、本分割の手續の進行に応じて必要がある場合、甲及び乙は、協議の上、合意により本効力発生日を変更することができる。

第 8 条 (競業避止義務)

甲は、本効力発生日後においても、本事業について競業避止義務を負わない。

第 9 条 (会社財産の管理等)

甲は、本契約締結後、本効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

第 10 条 (本契約の変更又は解除)

本契約締結後、本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議の上、合意により本分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条 (本契約の効力)

本契約は、本分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の許可、認可、承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第 12 条 (準拠法及び管轄合意)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

[本頁以下余白]

以上を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 7 月 13 日

甲：佐賀県鳥栖市田代大官町 408 番地
久光製薬株式会社
代表取締役 中富 一榮

乙：東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号
久光ウエルネス株式会社
代表取締役 井本 隆文

承継権利義務明細表

本分割により乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日において本事業に属する、以下の権利義務とする。

1. 資産

商品在庫（試供品含む）、資材在庫、通信販売システム（ecbeing）及びそれに関わる付帯システム

2. 債務

無し（本効力発生日の前日の終了時点における本事業に係る甲の負債は、承継しない。）

3. 契約上の地位及びこれに付随する権利義務

契約書	契約相手先	締結日
※当該承継対象となる契約書は、守秘義務があり非開示。		

※当該承継対象となる契約書は、守秘義務があり非開示。		

以 上

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	118,311	流動負債	28,882
現金及び預金	68,553	電子記録債権	6,556
受取手形	894	買掛金	3,960
有価証券	31,592	未払金	39
商品及び製品	5,021	未払費用	5,852
仕掛品	5,352	未払法人税等	448
原材料及び貯蔵品	128	繰上引当金	5,920
前払費用	5,078	その他	1,775
関係会社短期貸付金	459		1,010
その他貸倒引当金	329		3,319
	1,323		
	△422		
固定資産	135,731	固定負債	10,659
有形固定資産	27,009	リース負債	41
建物	6,783	退職給付引当金	1,697
構築物	339	繰上引当金	8,090
機械及び装置	2,798	繰上引当金	607
車両運搬具	8	その他	222
工具、器具及び備品	2,588	負債合計	39,542
土地	10,071		
リース資産	86		
建設仮勘定	4,332		
無形固定資産	404	(純資産の部)	
販売権	394	株主資本	194,003
その他	9	資本金	8,473
投資その他の資産	108,318	資本剰余金	2,206
投資有価証券	53,377	資本準備金	2,118
関係会社株	45,203	その他資本剰余金	88
出資	0	利益剰余金	210,478
関係会社出資金	2,268	その他利益剰余金	202,000
従業員に対する長期貸付金	13	別途積立金	8,478
関係会社長期貸付金	1,741	繰越利益剰余金	△27,154
長期前払費用	85	自己株式	20,236
前払年金費用	4,183	評価・換算差額等	16,832
その他	1,996	土地再評価差額金	3,403
貸倒引当金	△551	新株予約権	260
資産合計	254,043	純資産合計	214,501
		負債及び純資産合計	254,043

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		92,979
売 上 原 価		42,046
売 上 総 利 益		50,933
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		40,083
営 業 利 益		10,850
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	80	
受 取 配 当 金	1,219	
為 替 差 益 他	1,646	
そ の 他	288	3,235
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7	
そ の 他	20	27
経 常 利 益		14,057
特 別 利 益		
特 定 資 産 処 分 益	453	453
特 別 損 失		
特 定 資 産 処 分 損	93	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	210	
投 資 有 価 証 券 却 却 損	47	351
税 引 前 当 期 純 利 益		14,159
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,525	
法 人 税 等 調 整 額	219	3,745
当 期 純 利 益		10,414

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	8,473	2,118	83	2,201	201,000	11,429	212,429
会計方針の変更による累積的影響額						△5,883	△5,883
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,473	2,118	83	2,201	201,000	5,546	206,546
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△6,720	△6,720
土地再評価差額金の取崩						237	237
当 期 純 利 益						10,414	10,414
別途積立金の積立					1,000	△1,000	—
自己株式の取得							
自己株式の処分			5	5			
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	5	5	1,000	2,931	3,931
当 期 末 残 高	8,473	2,118	88	2,206	202,000	8,478	210,478

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△19,487	203,618	14,841	3,641	18,483	254	222,355
会計方針の変更による累積的影響額		△5,883					△5,883
会計方針の変更を反映した当期首残高	△19,487	197,734	14,841	3,641	18,483	254	216,472
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△6,720					△6,720
土地再評価差額金の取崩		237					237
当 期 純 利 益		10,414					10,414
別途積立金の積立		—					—
自己株式の取得	△7,694	△7,694					△7,694
自己株式の処分	27	32					32
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)		—	1,991	△237	1,753	6	1,759
当 期 変 動 額 合 計	△7,667	△3,730	1,991	△237	1,753	6	△1,971
当 期 末 残 高	△27,154	194,003	16,832	3,403	20,236	260	214,501

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券は、償却原価法によっています。
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法によっています。
 - (3) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のものは、決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。
 - ② 市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっています。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品
主として総平均法による原価法によっています。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
定率法によっています。
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
定額法によっています。
無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
4. 重要な引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。
 - ① 一般債権は、貸倒実績率によっています。
 - ② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によっています。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しています。

- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理しています。
- 5. 重要な収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務が充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。
なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、顧客との契約に重大な金融要素は含まれません。
 - (1) 商品及び製品の販売
当社は医療用医薬品及び一般用医薬品等の商品及び製品の販売を行っています。商品及び製品の販売については、顧客に引き渡した時点で商品及び製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しています。なお、当社における商品及び製品の国内での販売においては、出荷時から当該医薬品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用して出荷時に収益を認識しています。海外における販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しています。商品及び製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した、収益に重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しています。
 - (2) ライセンス収入
当社は、医薬品等の販売を第三者に認めたライセンス契約等によって生じる契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ等を収益として認識しています。ライセンス契約については、履行義務が一時で充足される場合にはその時点で収益を認識しています。一方、履行義務が一時で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しています。
- 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なります。
 - (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益とし

て処理しています。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、医薬品等の販売を第三者に認めたライセンス契約等に基づく収入(契約一時金、マイルストーンに係る収入)について、受領した対価を契約負債として計上した上で、関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しています。また、顧客に支払われる販売奨励金等の一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっていましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。さらに、返品が見込まれる販売につきましては、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上していましたが、返品されると見込まれる製品又は商品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、当該商品又は製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の売上高は3,261百万円減少し、販売費及び一般管理費は3,978百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ716百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は5,883百万円減少しています。

収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に計上していた「返品調整引当金」は、返金負債として流動負債の「その他」に含めて計上しています。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(関係会社金銭債権に係る貸倒引当金の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 (流動資産)	△422百万円
貸倒引当金 (固定資産)	△551百万円
貸倒引当金繰入額	7百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社金銭債権の評価については、債務者の財政状態、経営成績等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の三つに区分した上で、貸倒懸念債権、破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

関係会社金銭債権の回収可能性の検討に際しては、各関係会社の純資産額等の財務内容を使用しています。

当該見積りは、現時点における最善の見積りによって決定されていますが、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、関係会社の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 66,106百万円
- 国庫補助金等による圧縮記帳額は、177百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しています。
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	8,550百万円
長期金銭債権	180百万円
短期金銭債務	3,138百万円

- 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しています。

再評価を行った年月日

2001年2月28日

同法律第10条に定める、再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は2,367百万円です。

損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高：

売上高	19,302百万円
仕入高	8,793百万円
その他	9,404百万円
- 関係会社との営業取引以外の取引高 295百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式

7,391,283株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	2,464百万円
役員退職慰労引当金(長期未払金)	63百万円
未払事業税	59百万円
契約負債	1,799百万円
貸倒引当金	296百万円
減価償却資産超過額	850百万円
会員権評価損	115百万円
投資有価証券評価損	579百万円
賞与引当金	307百万円
委託研究費	1,068百万円
その他	1,529百万円
繰延税金資産小計	9,133百万円
評価性引当額	△1,621百万円
繰延税金資産合計	7,512百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△1,274百万円
その他有価証券評価差額金	△6,845百万円
繰延税金負債合計	△8,119百万円
繰延税金負債の純額	△607百万円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ヒサミツ アメリカインコーポレイテッド	(所有) 間接100%	製品等の販売 ロイヤリティの受領	製品等の販売	11,951	売掛金	4,783
				ロイヤリティの受領	17	—	—

(注)取引条件および取引条件の決定方針等

製品等の販売およびロイヤリティの受領については、市場価格を勘案して協議の上、決定しています。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報連結注記表と同一です。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,754円67銭
2. 1株当たり当期純利益	131円21銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

事業報告

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症に起因する行動制限の緩和や経済活動の再開が徐々に進む一方で、資源・原材料価格の高騰の影響等により、先行き不透明な状況が続きました。当社は、第7期中期経営方針の2年目として、貼付剤に留まらず、様々な商品、サービスなどを通じて世界中の人々へ思いやりに溢れた「手当て」の文化を広げる活動を展開していく為、新たな企業使命、～「手当て」の文化を、世界へ。～のもと企業活動を展開しました。

国内の医療用医薬品事業につきましては、継続的な医療費抑制策の推進による影響を受け、一層厳しい環境下で推移しました。

このような状況の中で、当社は、重点商品の経皮吸収型貼付剤を中心に事業活動を行い、デジタルマーケティングを効果的に活用しながら医療関係者のニーズに的確に対応した学術情報活動を展開しました。

国内の一般用医薬品事業につきましては、厳しい販売競争が続く中、新商品を発売し、店頭・デジタルマーケティングの双方を活用しながら販売促進に努めました。

研究開発活動につきましては、全身性及び局所性の経皮吸収型貼付剤やマイクロニードル技術などの新たな基盤技術の開発に資源を集中し、国内及び海外向けの医薬品開発に邁進しました。なお、2022年9月には、研究開発機能を最大限に発揮し研究開発スピードの向上を図るべく、佐賀県鳥栖市に新研究所を建設することを決定しました。佐賀県鳥栖市と茨城県つくば市の2拠点にある研究機能を2024年から1拠点に集約することで、研究者間の連携と協調を更に強化してまいります。

また、海外子会社であるノーベン ファーマシューティカルズ社（以下「ノーベン社」といいます。）との研究開発活動において、人事交流を含めた連携を強化し、迅速化に努めました。

生産環境面につきましては、九州本社、宇都宮工場において、環境マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO14001」、労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO45001」の認証事業所として、地球環境の保全及び従業員の健康と安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

宇都宮工場では、清原工業団地スマエネ事業に参画し、経済性向上と単独事業所では実現が難しい約20%の省エネと約20%のCO2排出の削減を実現しています。需要状況の異なる異業種複数事業所（3社7事業所）の電力と熱（蒸気と温水）を合わせて供給する取り組みは、内陸型工業団地において国内初の「工場間一体省エネルギー事業」となります。また、更なる取り組みとして、廃熱由来の蒸気供給余力を予測・可視化し、蒸気利用設備の導入や設備の運用改善により有効活用することで、従来から2ポイント以上の省エ

ネと省CO2を目指します。

当社は、環境と労働安全衛生を管理するために、EHS管理委員会及び安全衛生委員会を設置し、これらの委員会を統括管理するため、統括EHS管理責任者を設置しています。定期的に委員会を開催し中期目標設定及び実績報告、リスクと機会の抽出、マネジメントシステムの運用等について協議しEHSの効率的な運用に努めています。

社会貢献活動につきましては、企業と従業員が一体となって活動しており、歳末の海外たすけあい募金活動への参加や、マッチングギフト制度「久光製薬株式会社ほっとハート倶楽部」を通じて39団体への活動支援などを行いました。

また、ウクライナへの人道支援として義援金及び当社医薬品の寄付、公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団への寄付を行ったほか、「令和4年8月3日からの大雨災害」、「2023年トルコ・シリア地震」に対して日本赤十字社を通じた義援金による支援を行いました。

さらに、2023年1月には、令和4年度千代田区温暖化配慮行動計画書制度において、環境配慮賞を受賞しました。これは、当社の温暖化配慮行動の促進や優良な取り組みに対して評価を受けたものであり、今後も、豊かな地球環境の実現を目指し積極的に商品や事業を通じた地球温暖化防止への取り組みを推進してまいります。

女子バレーボールチーム「久光スプリングス」は、2021-22 V.LEAGUE DIVISION 1 WOMENにおいて3季ぶり8度目の優勝を達成したほか、久光スプリングスのコーチとトレーナーが子供の発達・発育に合わせて実技指導を行うスプリングスアカデミー、佐賀県や兵庫県を中心に開催したバレーボール教室等を通じて、地域社会にも貢献しています。

当社は「医薬品事業」のみを報告セグメントとしており、業績は次のとおりです。

【医薬品事業】

当連結会計年度の国内の医療用医薬品事業につきましては、継続的な医療費抑制策の推進による影響もあり、先行きが不透明な環境下で推移しました。

このような状況の中、当社は、経皮吸収型貼付剤を中心として、デジタルマーケティングを効果的に活用しながら、医療関係者への適正かつ、きめ細やかな学術情報活動、すなわち有効性・安全性に関する情報の提供・収集活動を展開するとともに、ケトプロフェン含有の経皮鎮痛消炎剤「モーラス[®]テープ」及び「モーラス[®]パップXR」、経皮吸収型エストラジオール製剤「エストラーナ[®]テープ」、鎮痛効果の高いフェンタニルクエン酸塩含有の経皮吸収型持続性疼痛治療剤「フェントス[®]テープ」、オキシブチニン塩酸塩含有の経皮吸収型過活動膀胱治療剤「ネオキシ[®]テープ」、エメガスチンフマル酸塩含有の経皮吸収型アレルギー性鼻炎治療剤「アレサガ[®]テープ」、ジクロフェナクナトリウム含有の経皮吸収型持続性疼痛治療剤「ジクトル[®]テープ」などの適正使用促進活動に努めました。

2022年6月には、経皮吸収型持続性疼痛治療剤「ジクトル[®]テープ」の腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群及び腱鞘炎への効能追加に関する承認事項一部変更承認を取得しました。

次に、国内の一般用医薬品事業につきましては、経皮鎮痛消炎剤などの販売に加えて、新商品を投入し、店頭・デジタルマーケティングの双方を活用して新規顧客創造活動に努

めました。

2022年5月には、夏の暑さ対策、風邪による発熱などにくり返し使える「バイバイフィーバー[®]バンドタイプ」「バイバイフィーバー[®]熱とり枕」、同年6月には、鎮痛消炎シップ剤「のびのび[®]サロンシップ[®]フィット[®]H10枚入」「のびのび[®]サロンシップ[®]フィット[®]α10枚入」と敏感肌を考えた処方化粧液「ライフセラ[®]サクライズ[®]化粧液」、同年9月には、鎮痛消炎シップ剤「フェイタス[®]シップ10枚入」「フェイタス[®]シップ温感10枚入」、同年10月には鎮痛消炎プラスター剤「サロンパス[®]ツボコリ[®]パッチ64枚入」、2023年2月には、鎮痛消炎シップ剤「のびのび[®]サロンシップ[®]フィット[®]20枚入・40枚入」「のびのび[®]サロンシップ[®]フィット[®]α20枚入」「のびのび[®]サロンシップ[®]フィット[®]H20枚入」を新発売しました。

なお、2022年10月には、「のびのび[®]サロンシップ[®]フィット[®]」(ポケシップ[®])が「2022年度グッドデザイン賞」を受賞しました。ポケシップ[®]は、従来品からパッケージのサイズを縮小することで包材使用量を削減し、持ち運びやすいコンパクトさと、シップ剤をティッシュのように1枚ずつ簡単に取り出すことができる利便性の高さを兼ね備えた、地球にやさしい「エコ&コンパクト」パッケージです。

海外の一般用医薬品事業につきましては、販売促進活動に努め、米国のO T C医薬品(一般用医薬品)市場の鎮痛消炎貼付剤市場においてサロンパス[®]ブランドが販売額シェア1位(2022年1月から12月累計販売金額)を獲得しています(Information Resources, Inc.)。

また、ユーロモニター社より、「Salonpas[®]」がO T C医薬品(一般用医薬品)市場の鎮痛消炎貼付剤カテゴリーにおいて、6年連続で販売シェア世界No1ブランドの認定を受け、同時に同カテゴリーにおいて「久光製薬」が5年連続で販売シェア世界No1企業の認定を受け、2022年5月18日に認定証を授与されました。

このような営業活動の結果、当社グループの当期の売上高は1,283億3千万円(前年同期比6.8%増、81億3千6百万円増)となり、当期の営業利益は115億9千9百万円(前年同期比24.2%増、22億6千2百万円増)、経常利益は160億5千1百万円(前年同期比27.0%増、34億1千2百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益は117億4千2百万円(前年同期比21.6%増、20億8千4百万円増)となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は78億7千5百万円であり、その主なものは鳥栖工場の製造設備、九州本社及び鳥栖研究所の建物等です。

なお、資金調達の該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

国内の医療用医薬品事業につきましては、高齢化が急速に進展する中、後発品使用促進策の強化や長期取載品の薬価追加引き下げなど、今後も医療費抑制策は継続されることが

予想されます。このような厳しい経営環境のもと、当社は、医療関係者への学術情報活動を一段と強化するとともに、医療関係者や患者さんのニーズに合致した新しい製剤の開発を目指します。また、営業、生産及び研究開発の機能を強化するとともに、収益の一層の向上を目指し、更なる成長に努めます。

国内の一般用医薬品事業につきましては、市場の低迷が長期化し企業間競争が激化する中で、既存商品の売上伸長を図るとともに、お客様のニーズにお応えできるよう商品の改良及び新商品の開発を行います。

海外の事業展開につきましては、知的財産、製造技術及び品質管理技術を含めた当社ブランドの確立を図るとともに、海外生産工場の一層の充実と海外における臨床試験の強化を図ります。

特に、米国の医療用医薬品事業においては、ノーベン社を拠点とし、双方の得意な技術を融合させることで、研究開発の機能を高めるとともに製造を強化してまいります。

当社は、引き続き製薬企業としての使命と責任を自覚し、営業基盤の強化及び生産体制の拡充を図るとともに、研究開発につきましては、貼付剤に留まらない様々な新商品及びサービスの開発や、環境に配慮した商品開発及び商品改良に取り組めます。

当社グループは、医薬品などの創製・育薬・製造・販売を通じて「世界の人々のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）向上を目指す」を経営理念とし、「[手当て]の文化を、世界へ。」を企業使命と定め、貼付剤に留まらず、様々な商品・サービスを通じて世界中の人々へ思いやりに溢れた「手当て」の文化を広げる活動を積極的に展開してまいります。2021年には、社会課題の解決及び当社が持続的な成長を遂げていくためのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。マテリアリティへの取り組みを通じて、ESG（環境・社会・ガバナンス）及びSDGs（持続可能な開発目標）を推進することで、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

	第118期 2020年2月期	第119期 2021年2月期	第120期 2022年2月期	第121期 2023年2月期 (当連結会計年度)
売上高	140,992	114,510	120,193	128,330
経常利益	25,628	11,829	12,638	16,051
親会社株主に帰属する当期純利益	18,694	9,250	9,658	11,742
1株当たり当期純利益(円)	227.58	113.22	118.92	148.01
総資産	307,401	299,861	302,858	313,917
純資産	250,746	253,809	254,885	258,408

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度にかか
る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数に基づいて算出しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社に該当するものではありませんが、連結子会社18社があります。

なお、親会社に該当するものではありません。

子会社

国内	株式会社CRCCメディア(福岡県) 佐賀シティビジョン株式会社(佐賀県) 株式会社タイヨー(佐賀県) SAGA久光スプリングス株式会社(佐賀県) 久光エージェンシー株式会社(福岡県)
海外	ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド(米国) ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド(米国) ノーベン ファーマシューティカルス(米国) ヒサミツ ファルマセウティカ ド ブラジル リミターダ(ブラジル) ヒサミツ ユーケー リミテッド(英国) ヒサミツ イタリア S.r.l.(イタリア) ヒサミツ ベトナム ファーマシューティカルカンパニーリミテッド(ベトナム) 久光製薬技術諮詢(北京)有限公司(中国) 久光製薬(中国)有限公司(中国) 久光製薬(香港)有限公司(中国) ヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd.(マレーシア) P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア(インドネシア) 他1社

(6) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

医薬品、医薬部外品、医療用具等の製造・販売及び輸出入、有線テレビ放送事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2023年2月28日現在)

本 社 九州本社 (佐賀県)、東京本社
支 店 札幌支店 (北海道)、仙台支店 (宮城県)、東京支店、
名古屋支店 (愛知県)、大阪支店、広島支店、福岡支店、
台北支店 (台湾)、シンガポール支店、マニラ支店 (フィリピン)
営業所 金沢営業所 (石川県)、高松営業所 (香川県)
工 場 宇都宮工場 (栃木県)、鳥栖工場 (佐賀県)
研究所 筑波研究所 (茨城県)、鳥栖研究所 (佐賀県)

(8) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
2,769 (874)	△15

(注) 使用人数は、就業人員であり、使用人数 (外書) は当連結会計年度の臨時使用人の平均人員を記載しています。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	320 百万円
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	267
株 式 会 社 筑 邦 銀 行	264
株 式 会 社 福 岡 銀 行	217
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	150

2. 会社の株式に関する事項（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 380,000,000株
(2) 発行済株式の総数 85,164,895株
(自己株式7,391,283株を含む)
(3) 株主数 9,229名
(前期末比208名減)
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,633 ^{千株}	11.10 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,689	6.03
株式会社日本カストディ銀行 （りそな銀行再信託分・株式会社西日本シティ銀行退職給付信託口）	4,370	5.62
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱UFJ銀行口）	4,227	5.44
日本生命保険相互会社	3,910	5.03
株式会社福岡銀行	3,371	4.34
久光製薬取引先持株会	2,524	3.25
株式会社佐賀銀行	2,356	3.03
株式会社S M B C信託銀行 （株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,064	2.65
株式会社ティ・ケー・ワイ	1,839	2.37

(注) 持株比率は自己株式（7,391,283株）を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年2月28日現在）

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長		中 富 一 榮
専務取締役 執行役員	人事・研究開発・企業戦略管掌	杉 山 耕 介
取締 役員	国際事業部長 兼 ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド取締役会長 兼 久光製薬技術諮詢（北京）有限公司董事長 兼 久光製薬（中国）有限公司董事長 兼 久光製薬（香港）有限公司董事長 兼 ヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd.取締役会長 兼 ヒサミツ イタリア S.r.l.取締役会長 兼 ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド取締役社長 兼 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア取締役	齋 藤 久
取締 役員 執行役員	法務部長 兼 生産環境担当 兼 信頼性保証担当 兼 コンプライアンス担当 兼 祐徳薬品工業(株)取締役（非常勤）	堤 信 夫
取締 役員 執行役員	内部統制担当 兼 国内子会社担当 兼 祐徳薬品工業(株)取締役（非常勤） 兼 久光-サノフィ(株)社外監査役（非常勤）	村 山 進 一
取締 役員 執行役員	社長室長 兼 DX担当 兼 サステナビリティ推進担当	瀧 山 浩 二
取締 役員		市 川 伊三夫
取締 役員	慶應義塾学事顧問 兼 公益財団法人中富健康科学振興財団理事 兼 公益社団法人全国大学体育連合会長 兼 慶應義塾大学名誉教授 兼 一般財団法人交詢社理事長 兼 独立行政法人日本学術振興会顧問 兼 公益財団法人東京財団政策研究所常務理事 兼 研究所長	安 西 祐一郎
取締 役員	松尾建設(株)代表取締役社長 兼 (株)サガテレビ社外取締役 兼 (株)エフエム佐賀社外取締役 兼 佐賀宇部コンクリート(株)社外取締役 兼 一般財団法人佐賀県建設業協会会長 兼 西日本建設業保証(株)社外取締役	松 尾 哲 吾
監 査 役	常勤	中 富 舒 行
監 査 役	常勤	平 野 宗 彦
監 査 役	YKK(株)社外取締役 兼 慶應義塾大学名誉教授 兼 中部大学名誉教授	小 野 柱之介
監 査 役		徳 永 哲 男

- (注) 1. 取締役 市川 伊三夫、安西 祐一郎、松尾 哲吾の3氏は、社外取締役です。なお、3氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
2. 監査役 小野 柱之介、徳永 哲男の両氏は、社外監査役です。なお、両氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
3. 重要な兼職の状況について
取締役 齋藤 久氏が、取締役会長を兼務しておりますヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド、董事長を兼務しております久光製薬技術諮詢（北京）有限公司、董事長を兼務しております久光製薬（中国）有限公司、董事長を兼務しております久光製薬（香港）有限公司、取締役会長を兼務しておりますヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd.、取締役会長を兼務しておりますヒサミツ イタリア S.r.l.、取締役社長を兼務しておりますヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド、取締役を兼務しておりますP.T.ヒサミツ ファルマ インドネシアは当社連結子会社です。
4. 当期中の役員の変動
(1)取締役 高尾信一郎氏は、2022年5月26日開催の第120回定時株主総会終結のときをもって任期満了により取締役を退任いたしました。
(2)社外取締役 古川貞二郎氏は、2022年9月5日逝去により退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担する事になる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補する事としております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由を設定し、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び国内、海外グループ会社の取締役・監査役及び執行役員、管理職従業員等です。保険料は当社が全額負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模および従業員規模、関連する業種に属する企業等を参考とした報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行うこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝50%：30%：20%（業績指標を100%達成の場合）としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年5月25日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内とすることについて承認をいただいております。（当該決議当時の取締役の員数は8名。）また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年5月21日であり、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内とすることについて承認をいただいております。（当該決議当時の付与対象となる取締役の員数は社外取締役を除く10名。）

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年5月25日であり、年額100百万円以内とすることについて承認をいただいております。（当該決議当時の監査役の員数は

4名。)

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長の中富一榮がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当分野の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や経営内容等を最も熟知しており、個々の取締役の担当業務の評価を総合的に行うのに代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしておりますので、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	209 (27)	120 (27)	50 (-)	38 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	58 (15)	58 (15)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	267 (42)	178 (42)	50 (-)	38 (-)	15 (6)

- (注) 1. 当事業年度末日時点における在籍人員は、取締役9名、監査役4名であります。
2. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、事業年度毎の業績目標達成度等に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。
目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。
3. 非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものとしております。
当該ストックオプションの内容及びその交付状況は、電子提供措置事項「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等の関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	市川伊三夫	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に際し、上場会社の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
取締役	古川貞二郎	2022年9月5日に逝去により退任するまでに開催の取締役会4回のうち4回に出席し、議案審議等に際し、厚生省の要職を歴任した経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たされました。
取締役	安西祐一郎	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に際し、大学の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
取締役	松尾哲吾	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に際し、建設会社の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
監査役	小野桂之介	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に際し、経営学の専門家の立場から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
監査役	徳永哲男	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に際し、上場会社の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

- (注) 1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれていません。
2. 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(監査役会)

監査役会は、期首に定めた監査の方針、監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(監査役)

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、第121期監査の方針、監査計画等に従い取締役との協議、内部監査室その他の使用人等と意見交換を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、その他重要な会議に一部オンラインで出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(内部統制)

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務を適正に確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況並びにその執行状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(子会社の監査)

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の調査を行うとともに、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(会計監査人との連携)

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるほか、品質管理のシステムに対する外部レビュー検査の結果及び対応状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月13日

久光製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 中 冨 舒 行 ㊟

常勤監査役 平 野 宗 彦 ㊟

社外監査役 小 野 桂之介 ㊟

社外監査役 徳 永 哲 男 ㊟

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、久光製薬株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

別紙3 久光ウエルネス：成立の日における貸借対照表の内容

久光ウエルネス株式会社
 会社成立日現在の貸借対照表
 (2023年6月2日現在)

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金			0円
	100,000,000円	固定負債	
流動資産合計			0円
	100,000,000円		
固定資産	0円	負債の部合計	0円
繰延資産	0円		
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	100,000,000円
		資本剰余金	0円
		利益剰余金	0円
		株主資本の部合計	100,000,000円
		評価・換算差額等	0円
		新株予約権	0円
		純資産の部合計	100,000,000円
資産の部合計	100,000,000円	負債及び純資産の部合計	100,000,000円